

第四次箕面市子どもプラン（案）概要

1 計画の位置づけ

- ◆子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

以上を兼ねた本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載している計画で、「第五次箕面市総合計画」を上位計画とする、箕面市の子ども・子育て支援分野の個別計画となります。

2 計画の期間

令和2年度(2020 年度)から令和6年度(2024 年度)までの5年間

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

また、平成31年(2019年)2月18日から同年3月6日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

4 計画の構成

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題
- 第3章 計画の基本理念と施策の基本方向
- 第4章 施策の展開
- 第5章 計画の推進体制

5 アンケート調査結果

- ◆回収率：就学前児童（0～5歳）59.9%、就学児童（小学生）63.3%
- ◆調査項目：保護者の就労状況、子育てサービスなどの利用状況、子どもの生活習慣、子育ての悩みなど

6 施策体系図（基本理念・4つの基本目標・8つの施策項目）

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 地域コミュニティの形成
- 7 子どもの人権に関する啓発

2 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
- 2 就学前保育・教育サービスの提供量
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
- 4 就学前保育・教育の質の向上

3 子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備

4 子どもの遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

6 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 次代の親の育成

7 健康育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進

7 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画とは、5年間における就学前保育・教育及び子育て支援サービスの提供量を定める計画です。5年間のサービス提供量を定めるに当たっては、国の指針では、まず各年度当初の必要量を見込み、その見込量が既存のサービス量を上回る場合に、保育所や幼稚園などの整備を計画することとなっています。

保育サービスが必要となる時期は年度当初に限るものでなく、育休明けなど年度途中のニーズも高いことから、本市では、年度当初のサービス見込量に年度中の増加分も加えて必要量を算出することとします。

今後、推計に基づき、保育施設を早期に整備することで、「1年を通じていつでも入所可能な保育環境」の実現をめざします。

8 子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画

本市においては、「貧困の連鎖の根絶」を目標に掲げ、貧困家庭で育つ子どもが将来に希望や夢を持って自らの人生を切り拓き、貧困の連鎖に陥ることなく社会に巣立っていけるよう、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、サポートし続ける取り組みを進めます。

9 ひとり親家庭等自立促進計画

前計画である「第三次箕面市子どもプラン（ひとり親家庭等自立促進計画編）」の基本理念である「子どもたちが自分の将来に希望を持ち、親も子ども健やかな生活を営むことができるまちをめざして」を継承し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、「家庭・地域における子育て支援」、「生活の安定を図るために支援」、「就労による自立に向けた支援」、「貧困の連鎖の根絶に向けた支援」、「情報提供・相談体制の整備」、「人権尊重の社会づくり」の基本項目を引き続き総合的に推進していきます。

10 計画の推進体制

進行管理にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」において意見を聞くものとします。

計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークにより推進していくほか、国、府の関係各機関とも連携を図っていきます。